

第8条(成功報酬の返還)

当社は前条第2項各号の採用種別に応じて次の通り成功報酬の返還義務を負うものとします。ただし成功報酬の返還はユーザーの自己都合を理由とした内定辞退や入社に至らなかった場合または入社後の退職に限るものとし、会社都合による内定取消しや退職または解雇の場合は返還の対象となりません。なおお客様は当該ユーザーの内定辞退または退職日より2週間以内にその事実を書面または電磁的方法により当社に通知するものとし、お客様が当該通知を怠った場合、当社は返還の義務を負わないものとします。

(1) インターン採用の場合の当社の返還割合

当社は返還義務を負いません

(2) 新卒採用の場合の当社の返還割合

a 自己都合を理由とした内定辞退100%

b 内定後自己都合により入社に至らなかった場合100%

c 入社後1か月未満の自己都合による退職50%

(3) 中途採用の場合の当社の返還割合

a 入社後1か月未満の自己都合による退職80%

b 入社後1か月以上3か月未満の自己都合による退職50%

c 入社後3か月以上6か月未満の自己都合による退職20%